

I 特定産業廃棄物に係る事案の概要

1 不法投棄発覚までの経緯

(1) 三栄化学工業の事業開始及び事業の拡大

三栄化学工業株式会社（本社、青森県八戸市）は、昭和55年5月に本件現場である田子町大字茂市字川倉ノ上28の1等に隣接する田子町大字遠瀬字和平の牧草地に一般廃棄物最終処分場を設置する旨の届出を行い、し尿脱水汚泥を草地に埋め立て、土壌還元処理する事業を開始した。

また、昭和56年3月には同地に産業廃棄物最終処分場を設置する旨の届出を行い、下水脱水汚泥等を埋め立て、土壌還元する事業をも開始した。

なお、一般廃棄物最終処分場は、平成2年1月に廃止届出が提出されている。平成元年5月に、田子町住民から三栄化学工業に関して苦情があり、当時の三戸保健所が立入調査を行ったところ、千葉市から一般廃棄物が搬入されていることが判明した。田子町は、廃棄物の全量を千葉市が回収することを申し入れたが、最終的には、本件現場の一部に遮断型の最終処分場（容量2,400m³）を設置し、処理した。

三栄化学工業は、平成3年1月には、本件現場に堆肥化施設を設置し、燃えがら、汚泥を樹皮と混合して堆肥化する中間処理業の許可を受け、廃棄物を利用した堆肥化の事業を始めた。平成9年には、3月に動植物性残さ及び12月にばいじんについても中間処理（堆肥化）業の許可を得ている。

(2) 汚泥の不適正処理の発見

平成6年8月に、三戸保健所は立入調査により、岩手県側の土地に穴を掘って汚泥を埋めていることを確認し、汚泥を撤去し適正に処理することを指導した。同年10月に三戸保健所は堆肥化施設に汚泥を移し替え、適正処理したことを確認している。

(3) 住民等からの苦情、情報及び不法投棄の発見

平成7年3月、三戸保健所は住民から、中間処理（堆肥化）施設に生ゴミが夜間搬入されているとの情報を受け、立入調査を実施し、現場を数カ所掘削したが、生ゴミは発見できなかった。

同年9月、三戸保健所が住民から汚水が河川に漏れ出している、県外ナンバーのトラックが早朝、夜間に来ているとの情報を受け、立入調査を行ったところ、岩手県側で2カ所の穴に燃えがらを不法投棄している現場を確認した。同年10月に岩手県と合同で調査し、不法投棄された燃えがらが撤去されたことを確認した。

この不法投棄については、平成8年11月に青森県が事業の全部停止30日間、岩手県が事業の全部停止20日間の処分を行っている。この不法投棄以後も平成11年4月までに、住民や元従業員等から、許可品目以外の廃棄物を搬入している、汚水が流れ出しているなどの情報が10件ほどあったが、不法投棄は確認できなかった。また、放流水や沢水の水質検査を行ったが、特に異常は確認できなかった。

さらに、平成9年7月には4日間にわたって夜間監視（21時から翌朝3時まで）を実施し、11台のトラックが現場に入っていくのを確認したものの、深夜で人通りの全くない山中という状況であり、不法投棄現場の確認には至らなかった。

（４）青森、岩手両県警による強制捜査

本県農林部が平成10年9月に三栄化学工業に対して、岩手県農政部が同年10月に三栄興業（株）に対して、肥料取締法に基づき立入調査を実施した。その結果、肥料というよりは廃棄物と判断されたことから、それぞれ廃棄物担当課にその旨の報告がなされた。

岩手県環境生活部は、農政部からの報告を受け、岩手県警本部に情報を提供した。両県は、平成11年4月に合同で立入調査を実施し、不法投棄が行われているとの疑いを持つに至ったが、不法投棄の事実を確認することはできなかった。

岩手県環境生活部及び二戸保健所によって、同年6月、7月にも岩手県警本部及び二戸警察署に情報提供が行われ、同年9月には岩手県警の内偵により、夜間に不法投棄が行われている事実が把握された。同年11月、両県警の合同による強制捜査が実施された。

（５）公訴事実

平成12年6月14日、三栄化学工業、同社代表取締役会長源新信重、縣南衛生株式会社（本社、埼玉県戸田市）、同社代表取締役社長依田清孝は、廃棄物処理法違反で起訴された。

源新信重と依田清孝は、共謀の上、平成11年4月25日頃から同年11月30日までの間、縣南衛生株式会社が廃棄物業者から収集した廃プラスチック類等を原料にして製造したRDF様物（ごみ固形物）約8,025トン、源新信重所有の本件現場に不法投棄したことを公訴事実としたものである。

2 行政処分等

県は、三栄化学工業及び縣南衛生に対し、平成12年6月、7月及び8月に不法投棄した産業廃棄物の撤去を行うことを内容とする措置命令を発し、同年8月23日には三栄化学工業の収集運搬業及び処分業の許可を取り消した。

平成12年10月5日には縣南衛生に対する破産決定がなされ、平成13年6月1日には三栄化学工業が解散した。

また、平成14年9月には、両法人に対して、汚染水が現場周辺に拡散しないよう防止対策を講ずることを命じた。

3 現場の状況

県では、汚染の実態把握及び周辺環境への影響を検討するために、平成12年度及び平成13年度に汚染実態調査を実施した。さらに、平成13年度からは周辺環境等モニタリング調査を継続して実施し、平成14年度には遮水壁設置のための地盤の透水性調査、水処理施設設置予定地の地盤調査等を実施した。その結果、次のことが明らかになった。

- 廃棄物は、RDF様物、堆肥様物、汚泥及び焼却灰が主体であること。
- 廃棄物が投棄された面積は11ヘクタール、廃棄物量は推定約670,000m³であること。
- 現場全体において、揮発性有機塩素化合物によって汚染されていること。
- 一部区域にダイオキシン類によって汚染された廃棄物が投棄されていること。
- 堆肥様物からの浸出水による周辺環境への影響が懸念されるが、これまでの周辺環境の水質調査の結果は、環境基準を概ね満足していること。
- 現場の地盤は、難透水性の凝灰角礫岩であり（透水係数 10^{-6} cm/秒）、底面遮水層として利用可能であること。
- 地下水位は凝灰角礫岩を不透水層として、概ね7～15メートルの深さに位置し、地下水帯水層は十数メートルあるものと推定され、地下水の大局的な流れは、中央谷部方向や西方への流れとなっていること。

4 生活環境保全上達成すべき目標

廃棄物に含まれる有機塩素化合物や有機物によって汚染された浸出水が周辺環境に拡散することによって、農業用水源や水道水源が汚染される恐れがある。

本件現場は、馬淵川水系の上流部に位置し、万が一、現場から汚染が拡散すれば流域の水質、土壤に及び、ひいては健全な水循環を乱すことにもなる。このため、原状回復を進めるに当たっては、まず、現場周辺地域への汚染拡散を防止するとともに、地域住民の水道水源として、また、本県の基幹産業である農林水産業に利用されている馬淵川水系の環境の健全な保全を目的とした対策を講ずる。